

事務連絡
令和3年8月10日

公益社団法人日本人間ドック学会 御中

厚生労働省医政局
歯科保健課
厚生労働省健康局
健康課
がん・疾病対策課
厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課
厚生労働省子ども家庭局
母子保健課
厚生労働省保険局
保険課
国民健康保険課
高齢者医療課
医療介護連携政策課

健康診査実施機関による受診者本人への結果の開示について

「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」(平成16年厚生労働省告示第242号)(※)が令和2年2月12日に改正され、健康増進事業実施者が健康診査の実施の全部又は一部を委託する場合においては、当該委託契約の中で、委託先である健康診査の実施機関が健康診査の結果を有している場合には、健康診査の受診者本人の請求に基づき、健康診査の実施機関から直接開示を行うことが可能となることを明記する等必要な工夫を図るよう努めることとされたところです。

今般、健康診査の実施機関による受診者本人への結果の開示に関する委託契約の条項例等を別紙のとおりお示しするとともに、FAQ(別添)を作成しましたので、契約に当たり参考としていただきますようお願いします。

(※) 健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=78aa6160&dataType=0&pageNo=1